

生食発 0118 第 3 号  
4 輸国 第 4728 号  
令和 5 年 1 月 18 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、日本から台湾に輸出される豚肉製品について、輸出要件が設定されたことを踏まえ、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 TW-A4「台湾向け輸出豚肉製品の取扱要綱」(以下「要綱」という。)を制定しました。

なお、本要綱の制定を踏まえ、手続規程の別紙 TW-A3「台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱」について、名称を改正するほか所要の改正を行うとともに、手続規程の別表 1、別表 2 及び別紙リストの改正を行いました。改正内容は別添のとおりですので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について、特段の配慮をお願いします。

(別添)

1 別表1、別表2及び別紙リストについて、以下のように改正。

変更箇所	変更内容
別表1 台湾 適合施設の認定(法第17条第1項)	・以下の修正 (旧) <u>食肉</u> 製品 (別紙 TW-A3、ZZ-A1) (厚) (新) <u>牛肉</u> 製品 (別紙 TW-A3、ZZ-A1) (厚) ・以下を追加 豚肉製品 (別紙 TW-A4、ZZ-A1) (厚)
別表2 台湾 輸出証明書の発行(法第15条第2項)	・以下の修正 (旧) <u>食肉</u> 製品 (別紙 TW-A3) (厚) (新) <u>牛肉</u> 製品 (別紙 TW-A3) (厚) ・以下を追加 豚肉製品 (別紙 TW-A4) (厚)
別紙リスト	・以下の修正 (旧) 台湾向け輸出 <u>食肉</u> 製品の取扱要綱 (新) 台湾向け輸出 <u>牛肉</u> 製品の取扱要綱 ・以下を追加 TW-A4 台湾向け輸出豚肉製品の取扱要綱

2 別紙 TW-A3 について、以下のように改正。

- (1) 名称を「台湾向け輸出牛肉製品の取扱要綱」に修正
- (2) 「食肉製品」の表記を「牛肉製品」に修正
- (3) 原料牛肉製品の衛生証明書発行手続に関する規程を追加
- (4) その他所要の改正

3 別紙 TW-A4 を新たに制定。